令和2年度第1回霧島市個人情報保護審議会会議録(要旨)

- Ⅰ 日 時 令和3年3月16日(火)午後2時から午後3時15分まで
- Ⅱ 場 所 霧島市国分シビックセンター 行政棟4階 401会議室

Ⅲ 出席者

会 長:山本 敬生(鹿児島県立短期大学准教授)

委員: 稲留 隆(司法書士)、植木 春生(司法書士)、久留須 由紀(司法書士)、末吉 隆之 (弁護士)

事務局:総務部総務課文書法制グループ長 柳田 謙一郎、同グループ主査 白濱 健司、同グ ループ主事 泊 周平

Ⅳ 資 料

- (1) 令和2年度第1回霧島市個人情報保護審議会会次第
- (2) 「個人情報取扱事務登録制度」について(資料1)
- (3) 個人情報取扱事務調査実施要領(資料2)
- (4) 個人情報取扱事務台帳【新規登録一覧表】(資料3)
- (5) 個人情報取扱事務台帳【変更一覧表】(資料4)
- (6) 個人情報取扱事務台帳【廃止一覧表】(資料5)
- (7) 国による個人情報保護制度の見直しに係る動きについて(資料6)

V 議事項目

1 審議会の公開又は非公開の決定について

【審議内容】

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針による本審議会の公開又は非公開の取扱い

【審議結果】

本審議会の会議は、公開とする。

2 個人情報取扱事務の登録、変更及び抹消等の報告について

【審議内容】

新規に登録した13件、変更した63件及び廃止した9件について、その妥当性を審査した。

【審議結果】

(1) 新規の登録について

ア 「管理番号5253 優秀技能者等表彰推薦事務」

○ 当該事務においては、要配慮個人情報として「犯罪の経歴」を収集しており、その取扱の根拠としては、平成20年における本審議会による答申としている。

ここで当該答申の内容について言及するつもりはなく、また、犯罪の経歴を収集する ことを一律的に不可とするものでもないが、当該事務(表彰推薦事務)の内容や目的を 踏まえれば、「犯罪の経歴」を収集する必要性までは認められないのではないか。

被推薦者が決定されてから、本人にその有無を確認すれば足りるものであり、複数の 対象者について犯罪の経歴というセンシティブな情報を収集するのは疑問がある。

[事務局]

当該情報を収集する必要性も含め、担当課に確認することとしたい。

[審査会終了後の確認結果]

- ・ 技能表彰に関しては、県が主催するもの及び国が主催するものがあり、国 が主催するものは、県が主催するもので表彰を受けた者が対象となる。
- ・ このような中、国が主催するもの(「現代の名工」)においては、「過去(推 薦日以前)において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと」が候補者の 条件とされている。
- ・ このため、県が主催するものに候補者を推薦するに当たっては、市民環境 部市民課に対し、当該候補者に係る刑罰の有無を確認している。
- ・ なお、当該表彰の対象者となる候補者の数は基本的に少なく、例年1~2 名程度である。

(2) 変更の登録について

○ 特段の意見はなし。

(3) 廃止の登録について

○ 特段の意見はなし。

【審議会としての意見】

○ 次の内容について、改めて徹底することを求めたい。

不必要な個人情報の収集の見直し及び必要な個人情報の収集

- ・ 収集する個人情報については、自律的に見直しを行われている課等もあるだろうが、 本来的には不必要な個人情報であるにもかかわらず、慣習的に漫然と収集し続けている 事例も多いものと見受けられる。
- ・ 一方、困窮されている方々に対する支援のあり方なども多様になり、これに伴って行政に対する期待感も高まってきている。その分、必然的に入手せざるをえない又は各種措置を講じるに当たり重要な個人情報というものも増えてきているように思う。
- ・ このようなことを踏まえれば、行政においては、収集する必要性のない個人情報は収集せず、他方、収集する必要性のある個人情報については、積極的に収集していくといったメリハリのある対応が求められていることに留意していただきたい。
- 市発足当初から実施している事務が未だに新規登録されており、新規登録に係る事務が適切に行われていないようである。新規登録があった場合には、速やかに登録処理を行うことを徹底されたい。